

第6回 持続可能な調達ワーキンググループ  
議事要旨

日時：2016年8月5日金曜日 13:30～16:30

場所：組織委員会虎ノ門オフィス 会議室

概要：

1. 検討体制及びスケジュール等について
2. 担保方法について
3. 農産物の調達基準の検討について
4. 畜産物の調達基準の検討について
5. 水産物の調達基準の検討について
6. 次回の予定

議事要旨：※議事要旨では「ワーキンググループ」を「WG」と記載しております。

**1. 検討体制及びスケジュール等について**

(WGの体制について)

事務局より、横田委員の退任の報告及び秋月委員を座長とする案について説明し、各委員より了承を得ました。また、オブザーバーの交代について報告しました。

(WGの公開について)

事務局より、本WGの公開について委員に意見を求めました。議論の結果、次回以降WGを原則公開することとなりました。

<委員からの意見（欠席の委員から事前に提出された意見を含む。）>

・本WGの透明性については3月に一度議論し、その結果今の形になっている経緯があるので、それを尊重して今のままでよいのではないかと。記者が入ることで気を遣って話しにくいこともあるのではないかと。

・公開に賛成。周りの関心も高いし、曖昧な情報が出回ることの防止にもなる。ISO20121の認証を取得するためにも透明性が最低限の要件になる。（低炭素WGと資源管理WGも公開となる中で、）他のWGとベースを合わせた方がよい。

・公開に賛成。透明性が高いほどむしろリスクは低くなると思う。他のWGとレベルを合わせた方がよいと思う。議事録も公開し、一般の傍聴については部屋のスペースを含めて別途検討が必要だと思うが、原則的には全て公開でよいと思う。

- ・透明性を高めるという方向はそうだと思うが、ペン記者を入れることになると踏み込んだ議論がしづらいということもあるので、議事録の詳細版と資料の原則公開という形で透明性を高めるのがよいのではないか。事業者の参加資格に関わるデリケートなテーマを扱うということで他のWGと区別できるのではないか。
- ・公開に賛成と慎重の両方の意見があったので、より詳細な議事録と資料の公開という形を提案したい。
- ・従前から全面公開と言っている立場なので、他のWGと比べてクローズというのはいかがでしょうかと思う。
- ・どうしても反対ということではないが、自由闊達な議論を行うことができるよう、まずは詳細な議事録と資料の公開が現実的かと思う。
- ・調達であるからこそ逆に透明性を高めてよいのではないかと思う。ここは全面的に公開するのだという姿勢を示すことが、世の中の信頼を勝ち得るためにも必要ではないか。このWGこそ全面公開すべきと思う。
- ・全面公開でよいのではないか。ただ、我々だけで調達コードを作ってしまうと現実離れたものになりかねない中、業界関係者等に説明いただく必要があるが、そういった方からマスコミ関係者がいると発言しにくいという意見があれば、非公開の時間を設けるとか、別途意見聴取の機会を設けるといった方法もあるかと思う。
- ・基本的にそうした方針でよいと思うが、非公開にする部分の線引きが難しいと思うので、実際の運用に当たっては随時確認しながら進めていけばよいと思う。

#### (検討スケジュールその他について)

事務局より、今後の検討スケジュールの案として、10月末にかけて共通事項と農・畜・水産物の調達基準を並行して検討し、11月にパブリックコメントを行い、その後取りまとめのWGを行った後に、12月の第一版策定を目指したい旨を説明しました。また、事務局より、食材の検討に当たって特別委員を置くこと等について説明しました。

特別委員については、市民社会の視点を持った者を加えることを検討することになりました。

#### <委員からの意見>

- ・外国人労働者や違法労働者について早めに特別の基準を作っていく必要があるのではないかと提言していたが、1月以降に検討を考えているか聞きたい。
- ・外国人労働者の関係については、1月以降個別の基準ということで検討できないかと考えている。(事務局)
- ・特別委員について、業界、政府、研究者が入っているが、「市民社会」が入っていないので、もしこの分野に専門的な方々がいるようであれば入れていただきたい。
- ・特別委員の位置づけや権限はどのようになるのか。

- ・特別委員については、元々の委員では足りない専門的な知見を提供いただき、議論に深みと現実性を与えていただく。その上で元々の委員の方々に決めていただく。ただし、本 WG の運営のあり方として、議論を尽くした上でコンセンサスを目指すという姿勢で運営していきたいと考えている。(事務局)
- ・特別委員以外の方からも意見を聴取する可能性があるという理解でよいか。
- ・然り。次回以降、認証団体等にヒアリングすることを考えている。(事務局)
- ・市民社会を入れるということに賛成だが、どこを対象にするかは事務局が決めるのか。
- ・市民の視点を持つ者という観点で、事務局と座長で相談しながら検討したい。(事務局)

## 2. 担保方法について

事務局より、現時点の担保方法の素案の内容について説明しました(ポイントは以下のとおり)。委員からの意見も踏まえ、引き続き検討することとなりました。

### (1) 調達コードの内容の理解促進

事業者への調達コードの理解の促進に努めた上で、調達コードの内容を理解していることを調達プロセスのどこかの段階で確認することにはどうかと考えている。

### (2) 調達コードの遵守に向けた取組の確認

サプライヤー候補の事業者が調達コードの遵守に向けてどう取り組むかを、対象案件や内容にメリハリも付けつつ確認することにはどうかと考えている。

### (3) サプライチェーンへの働きかけ等

1 次サプライヤーはサプライチェーンに対して調達コード又は同様の CSR 調達方針等の周知に努め、また、不遵守があれば改善を働きかけることとしてはどうかと考えている。

### (4) 監査・調査の実施

組織委員会は調達コードの遵守状況を把握するために監査又は調査を行い、不遵守が確認されれば是正を求めるという案にしている。また、2 次サプライヤー以降へ監査・調査するために 1 次サプライヤーに協力を求めるという内容にしている。

### <委員からの意見>

- ・担保方法と同時に苦情処理・紛争解決の手続きも併せて議論する方がよいと思うが、そのスケジュールはどう考えているのか。
- ・苦情処理システムについては、調達コードの一部として検討を進めているが、まだ具体を示せない状況であり、引き続き検討したい。(事務局)
- ・木材コードで、「この認証については、原則満たしているものとする。」という形にしたように、ある種の認証等に担保させるという方法があると思う。この担保方法は全体にかかる内容だから、「調達案件や関係する事業者が多く、遵守状況について全てチェックすること

は困難」といった書き方になるが、個別基準になれば木材の調達基準と同じ考え方になるという理解でよいか。

- ・基本的はそうであるし、これはある意味1階部分であって、さらに詳しい確認や担保が必要なものについては、木材の調達基準のように、さらに細かい項目であるとか、認証も含めて担保の仕方を決めればよいと考えている。(事務局)

- ・担保を現実化する上で透明性が非常に重要であり、調達あるいは入札といったものを公開し、公の目にさらすことによって、コードの違反等があれば申し立てができるようにする、というような透明性・公開性がまだ書かれていないのではないか。

- ・ロンドン大会のコードでは、「サプライヤーとライセンサーは、すべての製造・保管の場所は組織委員会に全て公開できるように準備しているべきである。」「製造・保管の場所を公開することを推奨する。」と言っている。最低限ロンドンの部分を入れた上で、さらにサプライヤー及び保管場所の公開を入れていくことが必要だと考えている。

- ・サプライチェーンへの働きかけ等について、サプライチェーンにおける調達コードの不遵守を認識した場合には働きかけると書いてあるが、不遵守があるかどうかを能動的に探すとか、報告を受け付ける窓口を設置して不遵守の申し立てに対して積極的に対応していくといった、サプライチェーンへの働きかけそのものの担保といったメカニズムが重要でないか。

- ・ロンドンのように、「いろいろな言語に訳してできるだけ様々な工場に貼ってもらう」といった労働者が理解できる形にして、更にロンドンの反省を活かして広げていくといったサプライチェーンへの働きかけを充実させていった方がよいと思った。

- ・(2) について、「入札等に参加する事業者が調達コードの遵守に向けて取り組むことを確認する」という部分が全ての事業者を確認すると読めるが、「調達金額が一定規模以上の場合等については取組計画の提出を求める」とも書いてあり、わかりにくい。

- ・確認と言ったときに組織委員会が能動的に確認していくパターンとサプライヤーにコミットしてもらうというやり方と両方あると思うが、最低限コミットしてもらうということは大企業であれ、中小企業であれ最低限の要件として必要だと思う。一方で大企業と同じ要件を中小企業に課すということは難しい局面もあると思うので、一定の線引きをしていくという考え方は賛同できる。

- ・サプライチェーンの働きかけについて、経済関係の人から、実際には限界があると聞いた。また、組織委員会が働きかけをできる相手は1次サプライヤーであり、実際どこまでできるのかということを考える必要がある。サプライヤーの公開の話もあったが、アンブッシュ・マーケティングの問題があり、大会に関わっているということを企業は言うことができないのではないか。ロンドン大会の事例を踏まえて、より現実的なところで考えていく必要があると思う。

- ・経済関係の人と話をしたところ、下請段階では、調達コード案で必須項目とされているものについても、どこまで理解されているかはっきりしないようだ。(1)の事業者を理解して

もらうということが実は一番重要な課題であり、平易な解説書を作って、広く事業者調達コードの考え方を周知していくことが重要と感じている。

### 3. 農産物の調達基準の検討について

事務局より、農産物の特別委員を以下のとおり紹介しました（敬称略）。

東京大学大学院農学生命科学研究科 教授 中嶋 康博

農林水産省生産局農業環境対策課農業環境情報分析官 栗原 眞

全国農業協同組合連合会 千葉県本部 営農販売企画部 部長 加藤 浩生

公益社団法人 日本農業法人協会 下山 久信

栗原特別委員から、資料に沿って、東京大会に向けた食材の供給についての基本的な考え方や、穀物・青果物の生産・流通、農産物に関する主な認証制度（GAP 及び有機 JAS 認証）について説明がありました（ポイントは以下のとおり）。

- ・食材の供給については、先進国に相応しい東京大会となるよう持続可能性の高い水準の供給を目指すとともに、我が国の食文化を世界に発信するために最大限国産のものを供給すべきと考える。この実現のために認証の取得推進や生産時期等も考慮した実務的準備を進めることで、農産物の輸出やインバウンドが一層拡大する環境づくりを目指したい。

- ・国内で生産された青果物は、卸売市場や市場外流通、直売等を通じて実需者や消費者に供給される。東京大会で需要が増えることで既存の取引への影響があり得るので、それぞれの作物の状況を考えながら早めに手を打つ必要がある。

- ・GAP については、食品安全、環境保全、労働安全について管理・改善を行う取組。運営主体によって、都道府県の GAP、JA グループの GAP、JGAP、GLOBAL G. A. P. など様々な GAP がある。国ではガイドラインを策定し、これに則した GAP の普及を促進している。

下山特別委員から農業の生産実態等に関する説明がありました（ポイントは以下のとおり）。

- ・日本の農産物の基準から言うと最低限特別栽培以上でそれにオーガニックというものを供給すべきだと考える。日本のオーガニックやエコ農業を拡大するため 40 歳以下の若い生産者を中心としたネットワーク組織も立ち上がった。ただし、日本全体で考えた場合、野菜や果物の生産面積は減少している。

- ・人権の問題を挙げると、千葉県、茨城県では技能実習生がすぐ失踪してしまうし、実際に現場で働いている人は不法就労の人が非常に多い。不法就労を取り締まったら、現場の農業や水産業とか仕事が成り立たないような実態になっている。

加藤特別委員から、資料に沿って、持続可能な農業の実現に向けた JA グループの取組等について説明がありました（ポイントは以下のとおり）。

- ・ JA グループでは 10 年後に目指す姿として、「持続可能な農業の実現」等に向けた取組を進めている。
- ・ 持続可能な農業を実現するためには、国産農産物が、消費者の信頼に応じて選ばれることが必要であり、そのために、JA グループでは農産物の安全確保対策を重視している。
- ・ また、地域に根ざした協同組合としての責任を果たすため、環境への配慮、農業者の安全確保にも積極的に取り組んでいる。

#### <委員からの意見>

- ・ 持続可能な農業は日本の中でも非常に大きな課題であり、農業をやっている人達を支援するという意味でも東京五輪が一つのきっかけになればよい。
- ・ GAP の中にもばらつきがあるという話だったが、最低限どの程度までやっていけば問題ないかを教えてほしい。また、エコファーマーは今回対象にならないものなのか教えてほしい。
- ・ GAP については、食品安全、環境保全、労働安全の 3 つは必須だと思う。また、世界的に通用する GAP はすべて人権について適切な配慮がなされているので、これについても必須だと考える。もう一つ大事な問題は どうやって確認するかという点であり、第三者による確認が必要ではないかと思う。
- ・ エコファーマーについては、持続農業法という法律の中に農薬や化学肥料を減らすために取り組む項目を省令で定めており、それらを一定程度やっている人がエコファーマーと呼ばれる。エコファーマーの基準はそれだけであり、オリンピックに何か供給する場合の確認には当たらないと思う。
- ・ GAP の種類別導入状況を見た時、食品安全、環境保全、労働安全この 3 つを満たしているのは県 GAP と GLOBAL G. A. P. 及び JGAP になるのか。
- ・ 一部 JA グループ GAP の中にも今申し上げた要件を概ね満たしているものがある。ただし人権という部分だけは、県や JA の GAP には要素として入っていないので、これは何らかの方法で別途確認する必要がある。そこまで全部入っているのは GLOBAL G. A. P. と JGAP だけということになる。
- ・ 人権を除いた他の項目が全部充足しているものは都道府県 GAP のうちの 3 割、JA グループの GAP の数パーセントくらい。実需者が策定した GAP というものがあるが、これは生協の GAP であり、これはほぼフルスペック満たしていると考えてよいと思う。
- ・ 都道府県レベルの GAP も JGAP も同じ様な項目が入っているのか。崎田委員提供の表ではいずれも人権は（横棒となっており）カバーしていないように見える。国産品で JGAP を取っていた場合、人権については外国人研修生の項目が入れば問題ないと考えてよいか。海外から輸入するものについては GLOBAL G. A. P. を取っていればよいのか。漠然とした確認の方

法ではなくて、人権等で問題になっている特定の品目、例えばパーム油などそういった品目を限定して確認をとるアプローチがよいのか。ただ JGAP 等認証をとっているレベルの確認でよいのか。認証を取っていない人から輸入するものについて、商社に確認を取っても無理だという話があったが、サプライチェーンという議論をしても現実的な話にはならないのか。

・都道府県で作っている GAP は 3 割と言ったが、14 か 15 県くらいだと思う。これらが農水省のガイドラインを満たしている。GLOBAL G. A. P. や JGAP の項目と同等の確認項目を持っていると考えてよい。ただし、県の GAP は第三者の確認の仕組みを持っている所は 5 県しかない。それ以外のものは自分で確認するというレベルに留まっているので、それを第三者による確認をすることができれば、完全に同じものになると見ている。

・人権の項目は GLOBAL G. A. P. や JGAP の規格にはある。労働に関して「強制労働の禁止」や「児童労働の撤廃」の項目は入っている。我が国において問題になるのは、外国人労働者の問題が最も大きいと思う。小さい子供を働かせる、人種の違う人を排除するという話は聞いたことがない。

・千葉県で外国人労働者について起こっている事例としては、言葉が通じないということがトラブルの原因になる。あとは残業をどうするのかという問題。長野県の川上村のレタスの早朝出荷は中国人の残業で成り立っている。

・聞いた話だが、研修生を紹介するところに毎月一人最低 25,000 円を雇用している農家が支払わなければならない。最低賃金も条件になっている。よく聞く話で、研修生の住む所を雇う側が世話するが、4 畳半に 3 人住み込む等してトラブルになったりする。大規模な生産法人であれば、ほとんど外国人労働者を雇っているはず。GAP であっても労働環境がクリアされているかどうか、チェック体制に疑問を感じる。

・崎田委員提供の表には「勉強会資料のため、今後意見を伺いながら改定してまいります。」と書いてある。WWF の提案資料を見てもらうと、水産物で必ず、「先住民族・地域社会・労働者等に関わる社会紛争の有無」といった内容を国際認証に入れている。水産庁は、国内では労働者問題はないと言っていたが、研修生制度では色々な事が起きているのではないかとと思う。国内の労働者問題がないということを国際的に証明することが大事だと思う。

#### **4. 畜産物の調達基準の検討について**

事務局より、畜産物の特別委員を以下のとおり紹介しました（敬称略）。

帝京科学大学生命環境部アニマルサイエンス学科 教授 佐藤 衆介

東京大学大学院農学生命科学研究科 教授 中嶋 康博

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長 藁田 純

公益社団法人 中央畜産会 副会長 南波 利昭 【代理 常務 近藤 康二】

公益社団法人 畜産技術協会 緬山羊振興部長 八木 淳公

藁田特別委員より、主な畜種（乳用牛、肉用牛、豚、肉用鶏、採卵鶏）の概要や持続可能性に配慮した取組等について説明がありました（ポイントは以下のとおり）。

- ・畜産においては、飼料、飼養、加工などについてそれぞれ法令やガイドライン等が整備されており、これらに沿った生産等が行われることで、食品安全や家畜の健康、環境保全等が確保されている。
- ・こうした法令等は、国際機関である CODEX（食品規格委員会）や OIE（国際獣疫事務局）の作成した規格や指針に準拠している。
- ・我が国では、OIE の指針策定に先駆けて、行政、学識経験者、生産者、消費者等が参加し、畜種ごとに「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」を作成し、普及活動を進めている。

近藤氏（南波特別委員の代理）より、畜産物の流通やエコフィード、農場 HACCP 等について説明がありました（ポイントは以下のとおり）。

- ・飼料の自給率向上のため、食品残渣の飼料への活用を推進しており、一定の基準を満たすものを「エコフィード」として認証する制度を推進している。
- ・農場段階における HACCP 手法の導入を進めており、認証制度も整備している。

八木特別委員より、我が国におけるアニマルウェルフェアの状況等について説明がありました（ポイントは以下のとおり）。

- ・家畜のアニマルウェルフェアに配慮することで、家畜の能力が引き出され、家畜が健康になり、生産性の向上や畜産物の安全・安心につながる。
- ・「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」は、OIE で採択された指針に準拠しており、OIE 指針の改正に合わせて随時改正している。
- ・現場の生産者への普及を図るため、本年度から、指針の内容に関するチェックリストを作成・配布し、取組をさらに推進している。

#### <委員からの意見>

- ・アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針について、実際どれくらい使われているか。また、購入者がこの指針に基づいている農場から買うことができるのか、また、それがわかるようになっているのか。
- ・アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針については、自分の飼っている家畜を丁寧に扱う、ストレスを減らすということは基本であるため、かなり実践されている。ただし、これが実践されていることが、消費者にわかるかという点については、今の段階ではわかるようになっていない。

## 5. 水産物の調達基準の検討について

事務局より、水産物の特別委員を以下のとおり紹介しました（敬称略）。

国立研究開発法人 水産研究・教育機構 審議役 大関 芳沖

水産庁漁政部企画課長 中 裕伸（欠席）

一般社団法人 大日本水産会 専務理事 重 義行（欠席）

全国漁業協同組合連合会 常務理事 大森 敏弘（欠席）

全国水産加工業協同組合連合会 参事 佐々木 康弘（欠席）

事務局より、過去のWGにおいて水産庁、小西委員、大日本水産会から説明のあった内容についてポイントを紹介しました。

以前に水産庁から説明のあった内容のポイントは以下のとおり。

- ・日本では、公的管理に加え、行政（国・県）が資源管理指針を策定し、これに沿って漁業団体が資源管理計画を作成・実施することで資源を管理している。
- ・養殖においては、持続的な養殖生産を確保するために国が基本方針を策定しこれに基づいて漁協等が漁場改善計画を作成・実施している。
- ・分かりやすく、調達側も判断しやすい基準が望ましい。水産エコラベルに基づく認証を受けた水産物、FAO の責任ある漁業のための行動規範に適合した水産物、行政が関与した計画的な資源管理により漁獲された水産物、行政機関による確認を受けた漁場環境の維持・改善に関する計画によって管理されている養殖漁場における生産等適切な管理の下で生産された水産物とすることが適当。トレーサビリティの確保も必要である。
- ・エコラベルについては、認証取得や継続のコスト負担が大きく普及が限定的であることに留意が必要。

以前に小西委員から説明のあった内容のポイントは以下のとおり。

- ・水産物には、違法・無規制・無報告漁業、資源の枯渇や混獲、先住民や労働者に関わる紛争などのリスクがある。
- ・サプライヤーの自己宣言等による合法証明ではリスク緩和が不十分。
- ・基準として、資源状況、海洋環境への影響、中長期的資源管理体制、社会紛争の有無、トレーサビリティなどの確認が重要である。
- ・MSC や ASC 認証製品を調達することが最も低リスクであり優先すべきであり、これらの認証品が入手できない場合は、①資源状況、②海洋環境影響評価、③社会的影響に係るリスクアセスメントを行うべき。

以前に大日本水産会から説明のあった内容のポイントは以下のとおり。

- ・東京大会の際に来日する方々に日本の水産物を味わっていただきたい。

- ・ 公的管理に加えて自主的管理による持続的な水産資源の利用を目指している。
- ・ 認証（水産エコラベル）は経費負担もあり、普及は限定的。認証がなくても資源保護・環境保護に取り組んでいる漁業者も参加できるよう配慮が必要。

## 6. 次回の予定

事務局より、次回のWGの予定等について説明しました。

<委員からの意見>

- ・ 次回のWGからは公開になるのか。
- ・ 実際の方法としては、プレスに早目に案内してこの場に来ていただけるようにする。また、議事録を充実させて、この場にはいない方々にも様子がわかるようにしていく。ディスカッショングループの公開ルールについても見直したい。非公開については、ヒアリングだから全て非公開にするということではなく、内容を見ながら、また、座長とも相談しながら考えていきたい。一般の方々への公開については、会場のスペースや手続きの問題もあるので、今はプレスへの公開ということにしたい。他のWGとの並びもあるので、こうした形で次回から適用したいと考えている。（事務局）
- ・ 何を非公開にするかという基準についても公開していただきたい。なぜ非公開かわからないままその時々という形では透明性を全ては認めてもらいにくいと思う。
- ・ 非公開にする場合の理由は様々考えられると思うが、それを網羅的に基準にするということはなかなか難しいと考えている。スタンスとしては原則公開という形で臨んで、非公開については座長とも相談しながら判断していきたいと思う。（事務局）